

九条医療者の会かごしま・鹿児島県医療労働組合連合会学習会

中東での人道危機と医療従事者の役割

イラクでの経験をふまえて

講師：佐藤真紀さん

JIM-NET(日本イラク医療支援ネットワーク)事務局長



1. 開会あいさつ
2. 佐藤真紀さん講演
3. 会場からの質疑・応答
4. 鹿児島県医療労働連合会からのアピール
5. 閉会あいさつ

主催 九条医療者の会かごしま

共催 鹿児島県医療労働組合連合会

協賛 鹿児島県保険医協会, 鹿児島県民主医療機関連合会

講演会資料

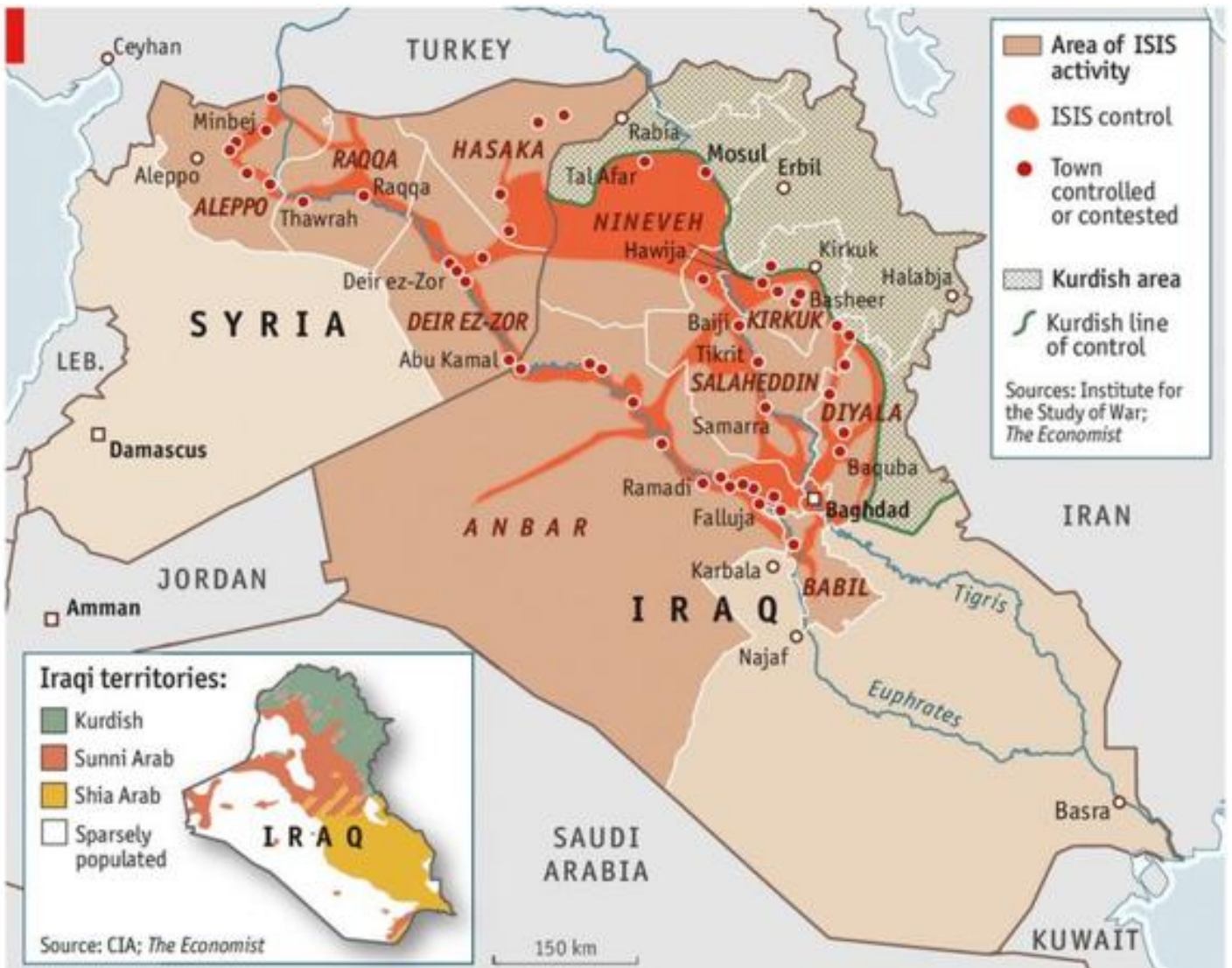
1. 数字で見る難民問題

- 世界の難民・国内避難民の数 6000 万人
- 2015 年 ドイツが受け入れた難民・移民 110 万人
- 2015 年 日本で難民申請した人 7,586 人
内 27 人が認定
- シリア紛争発生（2011 年 3 月）から 5 年の間に 480 万人が国外に避難を余儀なくされているほか、国内避難民も 660 万人。
- イラク国内避難民 340 万人
- イラク国内のシリア難民 24 万人
- 福島県から内外に避難した人
16 万 5 千人(2011 年 5 月) -->9 万人 (2016 年 7 月)

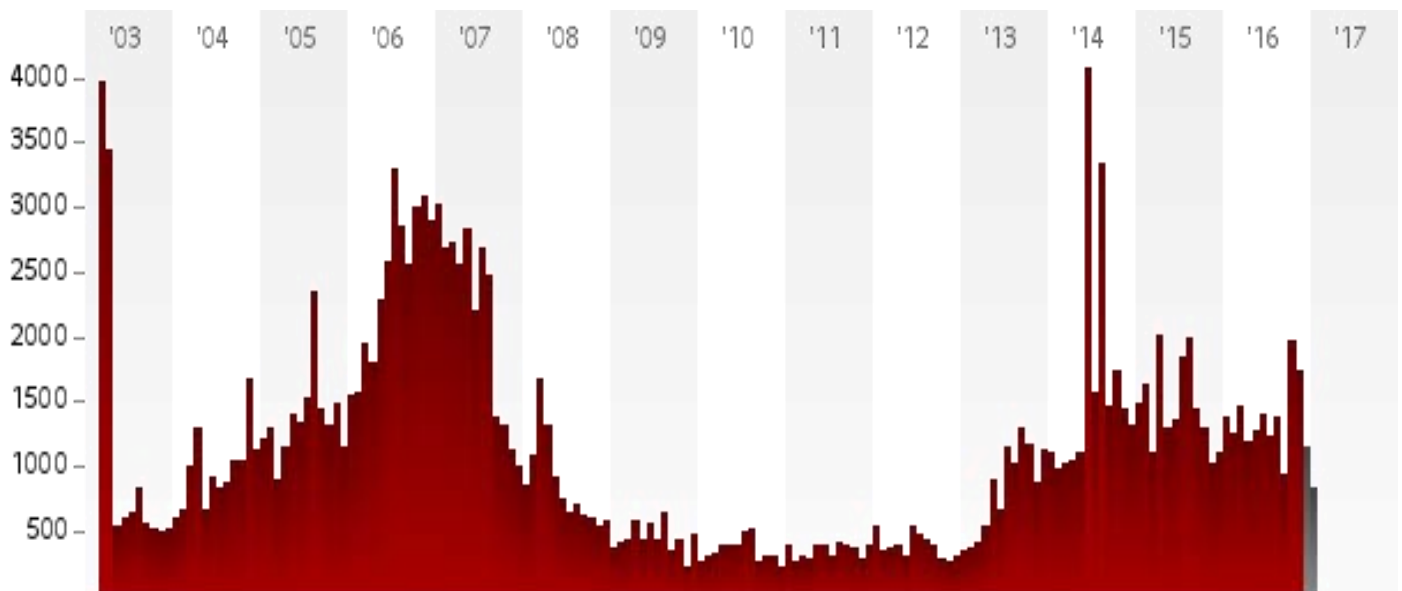
2. 難民たちがヨーロッパに向かう経路



3. イスラム国の支配



4. イラク戦争の犠牲者



「戦争に協力しない」労使共同宣言

安倍内閣は、2015年9月の「戦争法」(＝平和安全保障関連法)の強行で戦争協力への道を広げ、南スーダンに派遣中の自衛隊に「かけつけ警護」の新任務を付与しました。いつ自衛隊員の死傷者が出てもおかしくない状況になっています。自衛隊員のいのちの危険とともに、医療従事者の戦地への動員(徴用)が現実になるうとしています。

医療機関は公的産業であるために国や自治体から協力要請を受けた場合に理由も示さずに断ることは困難です。それに対して「戦地への派遣協力要請があった場合には、労使で話し合って判断する」と労使協定があれば、労使自治の問題に行政は口をはさめなくなりますし、「戦争協力しない」意思表示を個人ではなく労働組合として集団的に示すことで有事の際に業務命令や懲戒処分をちらつかせての戦争協力を強要することに対応する力になります。

私たちは、日本を戦争する国に引き込む「戦争法」に断固反対し、廃止を求める取り組みに積極的に参加するとともに、医療労働者を戦地に送らないために「戦争に協力しない」労使共同宣言や労使協定の締結を広げます。

奄美医療生協で 「戦争に協力しない」 労使共同宣言・労使協定を締結



労使共同



16秋闘では、奄美医師協労組で「戦争に協力しない」労使共同宣言・労使協定を12月14日に締結しました。10月27日に若手職員が読み上げて締結を要請していました。

事態対処法に基づく医療従事者の動員などについて

集団的自衛権行使に伴い、有事法制が発動されると医療従事者などについては、防衛大臣等の要請による都道府県知事の「業務従事命令」が課され、「対処措置」を実際に行う義務を負う(罰則なし・自衛隊法103条2)医療従事者の範囲は、「医師・歯科医師または薬剤師、看護師准看護師、臨床検査技師又は、診療放射線技師」。つまり、「戦争」には、必ず付随する「戦傷病者」(自衛隊員だけでなく米兵も)への対応が医療従事者には、優先的に強制されることになる。提供を義務付けられる「物品」には当然医薬品や輸血用血液も含まれる。知事が、「物資保管命令」によって製薬会社がそれらの物品をおろさないようにすることも可能になる。違反したら刑事罰。さらに、医療従事者に対する「業務従事命令」には罰則はないものの拒否した場合には所属する医療機関からの不利益処分(解雇など)が想定しうる。

1月7日、日本医労連と全日本民医連は「戦争に協力しない労使共同宣言」に調印しました。調印にあたっては、日本医労連・中野千香子執行委員長が、労使共同宣言の趣旨とこの間の取り組みについて説明を行ない、戦争法廃止めざしたたかの強化を呼びかけました。全日本民医連からは、藤本衛会長が挨拶を行ない、「戦争法では、私たちには当事者性がある。これまでも運動を進めてきたが、さらに広げるということで共同宣言の呼びかけに共感し、課題を共有していきます」と述べられました。引き続き、戦争法廃止、憲法まもる取り組みに奮闘しましょう。

日本医労連と全日本民医連

